

加古川市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領

令和3年1月29日
家庭支援課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき加古川市高等職業訓練促進給付金等事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第2条 要綱第3条第15号の規定により市長が定める資格は次の資格とする。

- (1) はり師
- (2) きゅう師
- (3) 柔道整復師
- (4) あん摩マッサージ指圧師
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 栄養士
- (7) 幼稚園教諭
- (8) 特別支援学校教諭
- (9) 臨床検査技師
- (10) 臨床工学技士
- (11) 診療放射線技師
- (12) シスコシステムズ認定資格
- (13) L P I 認定資格

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月23日から適用する。